

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令	法令の番号	平成 10 年政令第 4 1 2 号
不利益処分の種類	指定情報公表センターの改善命令	根拠条項	第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 8
処 分 基 準	<p>(1) 指定情報公表センターが、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 3 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき</p> <p>(2) 佐賀県指定調査機関及び指定情報公表センター指定事務要項</p>		
対応 区分	処理 機関	交付 機関	目次 NO
	長寿社会課	長寿社会課	